

令和7年決算特別委員会（第1分科会） 開催状況（環境生活部所管）

開催年月日 令和7年11月11日（火）
 質 疑 者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答 弁 者 環境生活部長 谷内 浩史
 暮らし安全局長 高木 順一
 アイヌ政策推進局長 高橋 奉己
 道民生活課長 家山 正吾
 アイヌ政策課長 高石 浩子

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
二 人権擁護施策等について （一）地域人権啓発活動活性化事業費決算について 道では「北海道人権施策推進基本方針」を策定し、道としての人権施策の各般の施策に準拠されています。 環境生活部所管事業のうち、地域人権啓発活動活性化事業の昨年度決算を5年前のものと比較で伺うとともに、新たに拡充した取組と成果について伺います。 （二）SNS等誹謗中傷の実態について 近年、SNS上での誹謗中傷やプライバシーの侵害、事実と異なる偽の情報の拡散、差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が深刻化しています。 道として、SNS等での誹謗中傷など新たな形態の人権にかかわる問題の実態をどのように認識しているのかお答えください。 （三）インターネット上における差別等の取組と成果について インターネット上の誹謗中傷は目を覆うほどのものがありまして、本年7月に行われた参院選では、外国人に対する排外主義、事実に基づかない誹謗中傷がSNS上で膨大に流布されるなど、社会に与えている影響は深刻かつ甚大だと思います。	（道民生活課長） 地域人権啓発活動活性化事業費についてであります。この事業は、地域住民の皆様を対象に基本的人権の尊重とその擁護についての正しい理解と人権思想の普及高揚を図ることを目的に啓発を行うものであり、令和6年度の決算額は1,886万8,246円で、令和2年度の決算額1,824万8,295円と比べて61万9,951円の増となっております。 また、この間、インターネット上の人権侵害防止に関するセミナー開催や社会を明るくする運動などを通じた再犯防止の啓発活動、市町村等が開催する性の多様性の理解促進を目的とした研修会等への講師派遣を新たに始めるなど、事業の充実を図ってきたところでございます。 こうしたセミナーや研修会に参加いただいた皆様からは、「関心や理解が大変深まった」、「大変参考になった」等の感想をいただくとともに、主催者・関係者の方々からは、事業の継続を希望する声が寄せられているところであります。 （道民生活課長） SNS等での誹謗中傷などについてであります。インターネットは、その普及とともに、様々な分野にサービスが浸透し、人々の日常生活の利便性向上に欠くことのできないツールとなっております。 一方で、法務省がまとめた「令和6年における人権侵犯事件の状況」によりますと、新規に救済手続きを開始したインターネット上の人権侵犯事件数は、令和4年1,721件、令和5年1,824件、令和6年1,707件と、高水準で推移しており、誹謗中傷などを受ける人の尊厳を傷つけ、差別意識を拡大させかねない行為は、許されないものとの認識のもと、あらゆる場を通じた人権教育・人権啓発を行うとともに、国の人権擁護機関とも連携・協力した取組を進めていく必要があると考えております。 （道民生活課長） インターネット上の誹謗中傷等についてであります。道では、令和3年に策定した現行の「北海道人権施策推進基本方針」において、「インターネット上における人権侵害」を新たに重点分野の一つに位置づけ、 ・ 人権意識を持ったインターネット利用の啓発活

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
ヘイトスピーチ解消法成立以後、様々な取組が既に行われてきたと承知していますが、これまでの具体的取組と、取組の成果について伺います。 （四）行政情報の発信等について セミナーの開催で評価をする声が届いているということですが、行政情報の発信等についてです。先の参院選では、外国人に対する排外主義が問題となりました。一例として「外国人に対しては生活保護が優先的に受けられる」「外国人の国民健康保険料未納が保険料増額の要因」など、明らかに根拠がないデマと分かる内容ですけれども、現在も根拠なく広げられている状況があります。 これらの情報を拡散する人は誹謗中傷に該当すると思っておらず、正しい情報を得られていないことから正当な批判だと思っている節もあります。 対策の一つに、行政に関する情報、根拠不明の情報の打消しを行うことが必要ではないでしょうか。現に差別的言動に苦しむ人に対し、道として正確な情報を発信することで、一方的な差別的情報の流布に歯止めをかける効果があるのではないかと考えますが、どう取り組むのかお答えください。 （五）アイヌ民族に対する差別的被害実態と解消に向けた取り組みについて アイヌ民族についてですが、アイヌ施策推進法において我が国の先住民族であると明確に規定されています。しかし SNS や集会等で、アイヌ民族は先住民族でないといった言説が広く流布され、当事者自身が大変苦しい状態に置かれている。 SNS 及びリアル場における実際のアイヌ差別の実態について、道は被害実態をどのように認識し、これまで差別解消の取組をどのように進めてきたのかお答えください。	動の推進 ・ 情報モラルに関する教育の充実 ・ 安全安心なインターネット利用の促進 を柱に、ネットリテラシーを学ぶオンラインセミナーの開催や啓発動画の配信、リーフレットの配布などによる普及啓発のほか、小中・高等学校等では、ネット上のいじめなどのトラブルから児童生徒を守るためのネットパトロールなどにも取り組んでいるところでございます。 また、道のホームページや SNS、広報紙等を活用し、実際にインターネット上で誹謗中傷等の被害に遭った場合に相談できる、国や弁護士会等の窓口の情報発信も行っておりまして。 こうした中、令和 4 年度から開催しているインターネット上の人権侵害防止などをテーマとしたセミナーの参加者アンケートでは、毎年、回答があった皆様の 8 割を超える方々から、「インターネットに関する人権侵害についての関心や理解が深まった」とのお答えをいただいております。 （くらし安全局長） インターネット上の根拠のない情報への対応等についてでございますが、道では、これまで、国や道警察と連携しながら、人権意識を持ったネット利用の啓発や情報の真偽を主体的に判断するモラル教育を行うなど、人権侵害防止の周知・啓発に取り組んできたところでございます。 こうした中、本年 4 月には、いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に対処する観点から、大規模プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報の一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務づけるなどの規制が設けられたところでございます。 道といたしましては、ホームページや SNS、広報紙等の様々な媒体を活用し、行政情報を広く発信していくとともに、引き続き、ネットリテラシーを学ぶセミナーの開催やイベントにおける街頭啓発など、人権意識の向上に向けた啓発活動を進めるほか、法務局等の関係機関と連携して、インターネット上の権利侵害情報の削除要請に関する相談にも適切に対処してまいります。 （アイヌ政策課長） アイヌ民族に対する差別の解消についてでございますが、アイヌ施策推進法の施行やウポポイの開業など、アイヌ施策の基盤となるべき環境の整備が進んできた一方で、アイヌ民族に対する不適切な表現やインターネット上での差別的な書き込みは、後を絶たず、今もなお、いわれのない差別や偏見があるものと認識しております。 アイヌであることを理由とした差別は決して許されないものであり、アイヌの方々に対する理解促進の取組を通じ、差別の解消を図ることが重要と考えてお

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
(六) 差別解消に向けた具体的な発信について 先住民族の否定については、アイヌに限らず、固有の文化であったりとか、固有の精神世界、これを否定することにもつながると思っすごく罪深いということだなと感じています。あつてはならないと思うんですが、インターネット上だけでなく路上や公共の場などリアルな場でも行われているアイヌ差別について、特段の対策が必要ではないかと考えています。 差別は直感的かつ感覚的に行われる傾向があります。とりわけ「アイヌは先住民族ではない」と主張する人たちへは「差別をやめよう」と呼びかけても、噛み合わないことも多いと想定されます。理解促進が重要である一方、「これは差別だ」と分かりやすい例示を行うことも必要ではないでしょうか。具体的かつ分かりやすい発信の検討をどのように考えるかお答えください。 (七) 公共空間におけるアイヌ民族の先住性否定に係る言説について そうした取組は行われているんですけども、道内においても、公共空間でアイヌの先住民族としての立場を否定するパネル展が行われるなど、大きな問題が起こっています。 道内でこうしたアイヌ民族の否定につながる言説は、道の立場とも相容れず、アイヌ施策推進法の立場とも異なると考えますが、見解を伺います。 (再質問) アイヌが先住民族であることを否定するメッセージを社会に発することは、不適切と、今答弁で示されました。一方でですね、不適切な事象がいつまでも続く、これを放置することは、適当とはいえないと考えますが、見解を伺うとともに、道としてどのように対応し	ります。 このため、道では、アイヌの方々为先住民族であるとの認識のもと、民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を目指しまして、これまで、児童・生徒を対象とする人形劇による啓発活動や大学生を対象とするアイヌの歴史や文化に関する啓発冊子の配布、誰もが気軽に利用できるYouTubeを利用した動画の配信などを行ってきたほか、法務局と連携した人権フォーラムの開催などの取組を通じ、アイヌ民族に対する理解の促進に取り組んできたところでございます。 (アイヌ政策推進局長) 差別解消に向けた情報発信についてでございますが、昨年5月、アイヌ政策担当大臣の記者会見におきまして、「アイヌ施策推進法の制定当時、差別には様々な形態のものがあつて、罰則の構成要件とするほど、厳密に定義することはなかなか難しい」との発言がありましたように、差別につきましては、個別の事案において、特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものがありますが、今もなお、アイヌの方々に対する理解が十分でないことが背景にあるものと認識をしております。 このような中、昨年度、国が実施をいたしました国民意識調査の結果では、アイヌ施策推進法を知らないとする回答が6割を超えるなど、アイヌに対する理解が十分には進んでいない実態が明らかとなりましたことから、国は、アイヌの方々への差別や偏見の解消に向けた理解の促進など、普及啓発の取組を一層強化していく必要があるものと考えてございます。 道といたしましても、国や関係団体と連携し、住民を対象に、アイヌの方を講師といたしますフォーラムを開催し、無意識の偏見、いわゆるマイクロアグレッションや人種や民族に対する差別や偏見を意味するレイシャルハラスメントの事例についてご紹介するなど、時代に則した取組を行っているところでございます。 (アイヌ政策推進局長) アイヌ民族の先住性についてでございますが、令和元年に施行されましたアイヌ施策推進法におきましては、アイヌ民族は、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」であると示されておりまして、道といたしましては、アイヌが先住民族であることを否定する、という法律の趣旨に沿わないメッセージを社会に発することは、不適切なものと考えてございます。 (アイヌ政策推進局長) アイヌ民族の先住性につきまして重ねてのご質問でございますが、アイヌ施策推進法におきましては、アイヌ民族は、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」であると示されておりまして、道といたしましては、アイヌが先住民族であることを否定す

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
ていくのかあわせて伺います。 （八）次期施策への反映について 不適切な理解に基づく不適切な発信をどうしていくのかということが課題になっていると思うんですが、道では、第3次となる「北海道人権施策推進基本方針」の策定に向け、現在有識者における議論を行っていると思っております。 現行計画では、人権教育の推進が明記されています。この中には「差別は許さない」という強いメッセージを盛り込むことが重要ではないでしょうか。 何が差別に当たるのか、明確に知ることが大切となります。 これまでの取り組みに加え、差別で苦しんでいる人を救うという観点で道の施策においては何よりも重要だと考えます。 長らく差別に苦しんでいる人に希望を持ってもらえるように、これまで以上に対策を強化することが重要です。 今日提言した内容も含め、次期方針に反映させていくことが必要だと考えますが、見解を伺います。 この件は人権と尊厳に関わる大切な問題ですので、知事にもお考えをお聞きしたいと思います。委員長、お取りはからいをお願いいたします。	る、という法律の趣旨に沿わないメッセージを社会に発することは、不適切なものと考えてございます。 また、道としてどのような対応をするかというご質問がございましたが、道といたしましては、道民に対する理解促進に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。 （環境生活部長） 次期北海道人権施策推進基本方針についてですが、人権施策推進基本方針は、中期的な視点に立って、道の人権施策の方向性を示すものであり、この方針を踏まえながら、各分野の個別計画に基づき、具体的な施策を実施してきているところでございます。 こうした中、女性に対する暴力や子どもへの虐待、アイヌの方々へのいわれのない差別は変わらず、更には、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害が深刻化しているなど様々な課題とともに、国の関係法の改正や計画の改定といった社会情勢の変化にも適切に対応することが必要となっております。 道といたしましては、今回の基本方針見直しに当たっては、こうした人権に関わる本道の現状や課題等を踏まえ、人権施策をより効果的に推進していくことができるよう、有識者懇談会や市町村はもとより、関係団体、パブリックコメントを通じて、幅広く道民の皆様からご意見を伺うとともに、道議会でのご議論も踏まえながら、年度内の策定に向けて検討を進めてまいります。